

自画撮り被害を防止するための対応について

1 被害防止対策の必要性

(1) 自画撮り被害の悪質性

自画撮り被害は、青少年の未成熟な判断能力につけ込んで行われる極めて悪質な犯罪であり、更に、自画撮り画像が一度インターネット上に流出すると回収は極めて困難で、将来にわたって青少年を苦しめることとなる。

(2) 現状の問題点

現在の法規制では、青少年に対して自画撮り画像を要求する行為を禁止する規定は無く、被害発生前の取り締まりが困難である。

(3) 対策

育成条例を改正して自画撮り画像の要求行為を罰則付きで新たに規制することにより、北海道として自画撮り被害を看過しない姿勢を示して社会に警鐘を鳴らし、青少年や保護者の警戒心を高めて関係機関への相談を促すとともに、取り締まりを強化して被害の未然防止を図る。

2 条例を改正することにより期待される効果

(1) 道内全体で自画撮り被害を防止する機運の高まり

(2) 青少年やその保護者の警戒心の高まり

(3) 学校関係者等による、更なる被害防止教育への取り組み

(4) 青少年に対し、自画撮り画像を要求する行為が犯罪行為であるということが周知されることによる、画像送付前の相談の増加

(5) 画像送信前に被疑者を検挙することによる被害防止

(6) 罰則を設けることによる犯罪抑止

3 他県の状況（改正済みの県）（11月現在）

福島県、埼玉県、東京都、京都府、兵庫県、福岡県

4 規制方法

威迫する、欺罔する、困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段等による、自画撮り画像の要求行為を罰則付きで規制する。